

令和7年度 住宅支援事業 住宅割引制度のご案内

本会では、住宅支援事業の一つとして、昨年度に引き続き住宅の新築等に係る費用の割引及び記念品の贈呈を実施することとしましたので、ご案内します。

1 事業概要

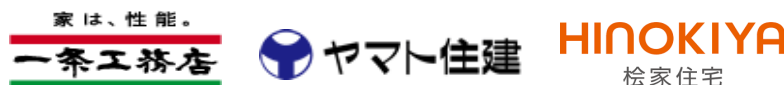
当制度は、本会と以下に記載の住宅メーカーとの業務提携により、本会の会員が住宅メーカーが提供する住宅を新築等をする場合、本会が住宅メーカーに紹介することにより、会員が新築等に係る費用の割引を受けられることとするとともに、記念品を贈呈（リフォームを除く。）します。

（1）住宅メーカーの構成 <全11社>

① 住宅メーカー協議会 <8社>



② その他の住宅メーカー <3社>



（2）特典

① 住宅メーカー協議会（8社）

区分	住宅メーカー特典(割引)	互助会特典
新築・建替	本体価格の3%割引(消費税等及び付帯工事一式を除く。)	記念品
リフォーム	見積価格の3%割引(消費税等を除く。)	なし
分譲住宅・分譲マンション	販売価格の0.5%～3%割引(消費税等を除く。)	記念品

② その他の住宅メーカー（3社）

メーカー名	区分	住宅メーカー特典(割引)	互助会特典
一条工務店	新築・建替	本体価格の2%割引(消費税等及び付帯工事一式を除く。)	記念品
ヤマト住建	新築・建替	本体価格等の4%割引(消費税等を除く。)	
松家住宅 (日本中央住販滋賀)	新築・建替	本体価格等の3%割引(消費税等を除く。)	
	分譲住宅	本体価格等の1%割引(消費税等を除く。)	

※ ①・②ともに適用条件等の詳細については、互助会ホームページに掲載しています。

2 特典適用の流れ

- (1) 特典を受けようとする会員は、『紹介申込書兼紹介票』（互助会HPに掲載）を互助会事務局に送付してください。
- (2) 互助会事務局は、紹介欄を整備のうえ、会員が紹介を希望する住宅メーカー担当窓口へ提出します。
- (3) 住宅メーカー担当窓口は、各現場営業担当者に連絡のうえ所要の手続きを行います。
- (4) 互助会は、新築住宅引渡後、住宅メーカー特典が適用された会員に、互助会特典（記念品）を贈呈します。

3 適用条件等

- (1) 紹介申込書兼紹介票の提出以前に既に商談中（プラン・見積書提示、契約締結等の営業活動）である場合は、割引等の特典は適用できません。
- (2) 他の割引等の特典と重複して適用できません。
- (3) 企画型商品及びキャンペーン等による特別価格商品などの通常販売と異なる商品は、適用されない場合があります。
- (4) すべての提携住宅メーカー（一条工務店を除く。）の割引特典の適用対象は、本会の会員及びその2親等以内の親族です。なお、一条工務店の割引特典の適用対象は、本会の会員のみです。また、互助会特典の適用対象は、すべて会員のみです。

お問い合わせ TEL 077-522-0150
申込先 担当 清水



一般財団法人滋賀県市町村職員互助会

WEB <https://www.shiga-ctvgojokai.jp>



FAX 077-522-0151



メール gyomu@shiga-ctvgojokai.jp